

東温市への移住を検討している人へ
とうおん暮らし視察の“宿泊費”“交通費”を補助します

令和7年度とうおん移住視察 宿泊費・交通費 応援補助金



申 請 の し お り

【東温市移住定住促進協議会】

申請期限 令和8年3月12日（木）



（１）対象要件

次の要件のすべてを満たした人が対象です。

- 1 東温市への移住を検討している人
- 2 愛媛県外に住民票のある人
- 3 東温市内で、移住のための視察を行う人
- 4 東温市移住定住総合窓口（以下「相談窓口」という。）又は令和6年度～令和7年度において愛媛県や松山圏域が実施する移住フェアの東温市ブースにおいて移住に関する相談をした人
- 5 相談窓口にあらかじめ視察相談を行い、原則、アテンドサービスによる市内案内（以下「市内アテンド」という。）による案内を受ける人
※過去1年以内に市内アテンドを受けたことがある人は要件を満たすものとします。
※市内アテンドの実施にあたり、事前にオンライン打ち合わせを行います。
- 6 暴力団員でない人、暴力団員及び暴力団と密接な関係がない人

移住視察とは、移住のために事前に把握したい住環境の調査及び子育て環境の見学などを
はじめとした市内各施設への訪問のほか相談窓口が実施する市内アテンドを受け、かつ市
内で仕事や住居を探す活動をいいます。

(2) 補助金の額と対象となる宿泊費・交通費

支払いの事実が確認できる宿泊費・交通費に限ります。また、国や他の地方公共団体等から助成を受ける宿泊費及び交通費は対象外です。

1. 補助金の額

宿泊費、交通費及び市内移動費を合算した金額の2分の1

限度額	1人（単身者）	15,000円
	2人（同行者1人）	20,000円
	3人（同行者2人）	22,500円
	4人（同行者3人）	25,000円
	5人以上（同行者4人以上）	27,500円

支給する補助金の額に、100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

同行者は、移住視察を実施する人に同行する人を指し、補助対象となる同行者の人数は4人が上限です。

2. 対象となる宿泊費

移住視察のために東温市内の宿泊施設を利用した際の1泊分の宿泊費が対象です。

宿泊施設とは、ホテルや民宿等、旅館業法第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（民泊）に基づき営業する施設をいいます。

3. 対象となる交通費

交通費 住所地から本市への移動に要する往復分の費用です。ただし、自家用自動車で移動する場合、次の場合に限定します。

- ・ **高速道路利用料を対象**とし、**市内IC（川内IC、東温スマートIC）を利用する場合** ※燃料費は対象外

市内移動費 市内で乗降する公共交通費、タクシー費用及びレンタカーの借上費

次の場合に限定します。

- ・ 伊予鉄道郊外バス・伊予鉄道郊外電車

市内にある伊予鉄道のバス停留所又は市内にある伊予鉄道横河原線の駅から乗降する場合

- ・レンタカー

市内事業者を利用する場合

- ・タクシー

市内事業者を利用する場合

※航空券と宿泊がパックになっている「航空券パック」で申請される場合は、**パックの宿泊場所が東温市内宿泊施設の場合のみ対象**です。

※東温市内観光ツアーを含む旅行パック（航空券パック）を利用して来県する場合でも、原則として別途、市内アテンド（２～３時間）を利用する必要があります。予め相談窓口で日程調整してください。

（３）申請に必要な書類

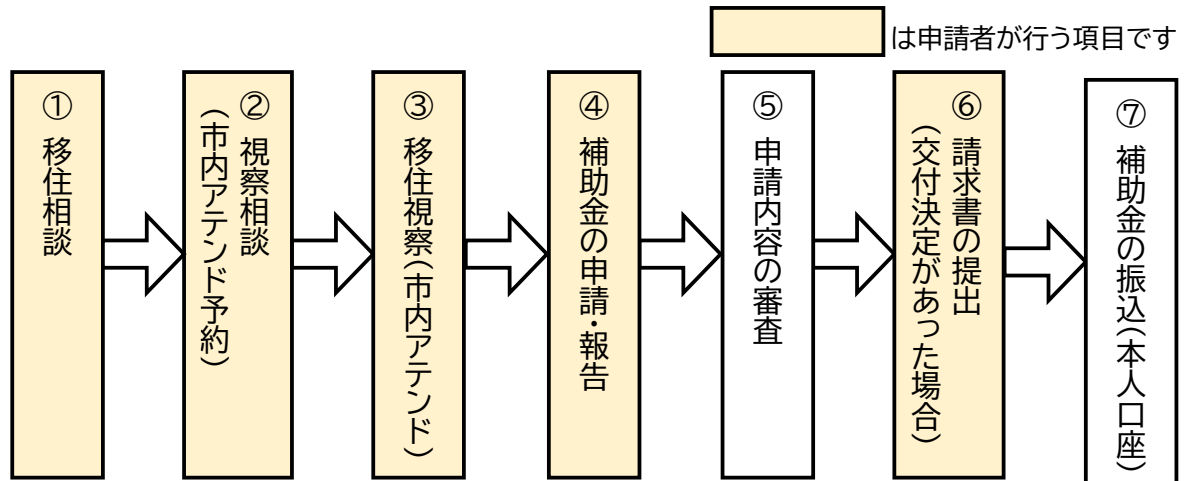
	書類名称	注記
①	申請書兼実績報告書（様式第１号）	様式第１号は、ホームページからのダウンロード、相談窓口又は補助金窓口（レスパスツアーズ）にてお渡しします。
②	経費の支払いの事実及び経費の内訳が確認できるもの	宿泊施設や旅行代理店などから発行された領収書のコピー及びその請求（領収）明細内訳書などのコピー。なお、 申請者あてのもの に限ります。
③	申請者の住所が確認できるもの	運転免許証、健康保険証（公的なものに限ります。）などのコピー。運転免許証に住所変更の裏面記載がある場合は、裏面のコピーも必要です。 なお、マイナンバーカードの場合は、おもて面のみコピーし、個人番号が記載されている裏面のコピーは不要です。
④	振込先口座が確認できるもの	通帳等のコピー。なお、 申請者名義の口座 に限ります。 通帳は、口座名義及び口座番号がわかるページをコピーしてください。
⑤	補助金請求書	様式第１号と合わせて、ホームページからのダウンロード、相談窓口又は補助金窓口（レスパスツアーズ）にてお渡しします。

その他、東温市移住定住促進協議会長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

(4) 書類提出期限

移住視察を完了した日の翌日から14日以内又は令和8年3月12日（木）のいずれか早い日

(5) 申請から交付までの流れ



① 相談窓口に移住相談（申請者）

移住視察の前に、相談窓口で東温市への移住について相談します。

相談は、電話、窓口、メール、オンラインで受け付けます。なお、愛媛県や松山圏域が開催する移住フェアの東温市ブースにおける相談もこれに該当します。

② 相談窓口で視察相談（申請者）

移住視察の21日前までに、相談窓口で東温市での視察について相談し、市内アテンドの日程調整を行います。

土日祝日の対応が困難な場合がありますので、相談前に希望日を2～3日ご用意ください。また、視察の手配をする前の市内アテンド予約完了をお勧めします。

③ 移住視察（申請者）

東温市内の視察を実施します。

※ 宿泊は東温市内の宿泊施設をご利用ください。

※ 移住視察の前に、必ず相談窓口への相談（上記①、②）が必要です。

※ 補助金の申請には、補助の対象となる経費の支払いが確認できる書類（領収書）が必要です。処分・紛失しないようにご注意ください。ETCやモバイル決済等により領収書の発行がない場合は利用明細のスクリーンショット等を領収書に代えることができます。（詳しくは「（６）留意事項」に記載）

※ 経費の支払いは、必ず申請する人が行ってください。

領収書は申請者あてに発行されたものが原則です。ただし、伊予鉄道郊外バスや伊予鉄道郊外電車の利用に当たっては、同行者の領収書でも差し支えありません。

※ 視察は、住環境や子育て施設、公共施設・交通機関の確認など、移住を想定した活動が必要です。観光や単なる帰省は対象になりません。

※ 補助金の予算には限りがあります。予算がなくなり次第、補助金の受付を終了します。

④ 補助金の申請と報告（申請者）

移住視察が完了したら、補助金窓口（レスパスツアーズ）に補助金申請書兼実績報告書を提出します。必要な書類とあわせて、「（７）申請の受付場所・お問い合わせ先」に、持参、メール又は郵送（当日消印有効）方法で提出してください。

※ 申請は、移住視察を完了した日の翌日から14日以内又は令和8年3月12日（木）のいずれか早い日が提出期限です。期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

※ 補助金交付までのやりとりをメールで行います。申請書に記載した連絡先メールアドレスについて、登録のないアドレスからのメールを受信できる設定になっているか確認してください。

※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。申請を受付できない場合がありますので、ご了承ください。

⑤ 申請内容の審査（補助金窓口（レスパスツアーズ））

申請された書類の内容を審査します。申請受付後20日以内を目途に交付の可否を通知します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

⑥請求書の提出（申請者）

⑤の審査を経て補助金交付決定後、補助金窓口（レスパスツアーズ）に補助金請求書を提出します。

⑦補助金の振込（補助金窓口（レスパスツアーズ））

交付決定後、補助金を指定口座に振り込みます。

（６）留意事項

- ・ この補助金を申請できるのは１回限りです。（視察者・同行者問わず）
- ・ 海外からの団体ツアーパックを利用する人は対象外です。
- ・ 移住及び視察の相談者名、補助金申請者名と振込口座名義、領収書、請求書等のあて名は、すべて同じである必要があります。（伊予鉄道郊外電車、伊予鉄道路線バスを除く）
- ・ 補助金の申請書類に記載する通貨の単位は、日本国通貨（円）に限ります。
- ・ 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、決定を取り消します。この場合、申請者は、東温市移住定住促進協議会に補助金を返還しなければなりません。
- ・ ETCカードを使用した場合、高速道路利用料の領収書が発行されませんので、利用明細書を領収書の代わりとして差し支えありません。利用明細書はスクリーンショットでも可とします。
- ・ 宿泊費や公共交通機関の運賃等を電子決済した場合、電子領収書や利用明細書のスクリーンショットを領収書の代わりとして提出して差し支えありません。

（７）申請の受付場所・お問い合わせ先

〒791-0211 愛媛県東温市見奈良1110番地（クールスモール内）

９時００分から１８時００分まで（土日祝、年末年始を除く）

株式会社レスパスツアーズ

TEL：089-955-1138 FAX：089-955-5588 E-Mail：k.ito@lesp.co.jp

（上記以外の時間帯）

「くつろぎの宿 樹楽^{じゅらく}」

TEL：089-955-1661

※クールスモールとホテル樹楽はいずれもレスパスシティ内にある施設です。

※ 個人情報を含むので、申請書等を郵送する場合は簡易書留をお勧めします。

参 考

東温市内の宿泊業法による宿泊施設（令和7年6月現在）

くつろぎの宿 樹楽	ホテル	TEL：089-955-1661
フリーデイズ・イン横河原	ホテル	TEL：089-990-1177
フリーデイズリゾート桜三里	ホテル	TEL：089-966-1717
ビジネスホテル重信	ホテル	TEL：089-964-4600
ITTEKURAI 松山	グランピング施設	TEL：090-3867-4107
瀧乃元 近藤家	古民家宿	TEL：080-2388-3597
近藤家別邸花澄	グランピング施設	TEL：080-2388-3597
人空田 井内の里	古民家宿	TEL：089-966-3981

※民泊法に基づいた宿泊施設は各自で調べてご利用ください。

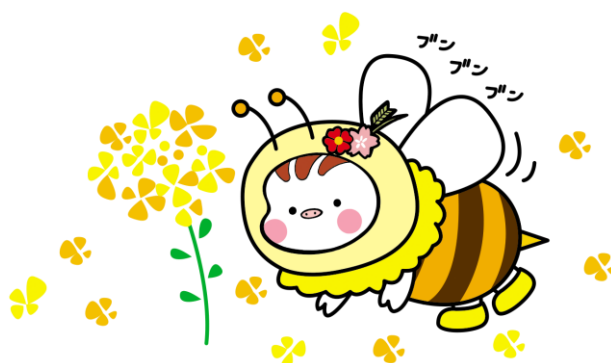
東温市内のタクシー事業者、レンタカー事業者

タクシー事業者	川上タクシー	TEL：089-966-2035
	重信タクシー	TEL：089-964-2333
	東温タクシー	TEL：089-964-2054
	見奈良タクシー	TEL：089-964-3647
レンタカー事業者	東温レンタカー	TEL：089-960-6055 (東温市本店)

伊予鉄道郊外電車路線図



伊予鉄道郊外バス路線図



東温市移住定住促進協議会
(事務局：東温市地域活力創出課 TEL089-964-4414)